

農業水路維持管理に対する土地改良区と農業者の意向

小池 修・泉澤弘子

(宮城県農業・園芸総合研究所)

The Intentions of Land Improvement Districts and Farmers to Canal Maintenance

Osamu KOIKE and Hiroko IZUMISAWA

(Miyagi Prefectural Agriculture and Horticulture Research Center)

1 はじめに

2001年の土地改良法改正により水路の改修工事においても環境への配慮が必要となった。木材や自然石を護岸に利用した水路、保存池などの環境配慮型水利施設の設置例が増えてきているが、一般に施工・維持管理コストが高い。その一方で、農業水路の維持管理が近年困難になりつつあり、住民参加型の水路管理組織再編が必要となっている¹⁾。今後は、このような環境配慮型水利施設を地域資源として位置づけ、それをきっかけに住民参加の方向を探ることになる。しかし、その設置に当たっては、農業の施設という性格から、まず現行の農業水路管理体制において、施工方法や維持管理のあり方について合意形成しておく必要がある。そのため、水路の維持管理に直接関わる土地改良区と農業者の現状と意向を把握することが重要と考えられる。本研究では、宮城県の土地改良区と農業者における農業水路維持管理の実態を把握するとともに、賦課金や環境配慮型水利施設に対する両者の意向を比較し、その差異を明確にする。

2 対象及び方法

土地改良区の調査は2003年12月に実施した。宮城県内の水路維持管理を行っている62土地改良区の理事長あてに調査票を郵送し、43の有効回答を得た。

農業者の調査は2003年9月に実施した。宮城県在住の大規模土地利用型経営体255名に調査票を郵送し、108の有効回答を得た。大規模経営体を対象としたのは、農地集積により水路管理作業の負担量も大きく、水路管理作業において中心的役割を担っていると考えられるためである。有効回答者の経営水田面積は平均8.2ha、そのうち約5割が基盤整備済みであった。

3 結果と考察

(1) 土地改良区の水管理対象水路と維持管理の問題点

土地改良区が管理するのは主に幹線・支線水路である。それらの維持管理作業は、集落住民、耕作者、業者等に委託している。水路の維持管理については、農業者

の高齢化や担い手への農地集積による作業人員の減少、財政的に維持管理費の確保が困難などほとんどの土地改良区が問題を抱えており(図1)、約半数の土地改良区ではすでに維持管理の予算や人員確保が困難になりつつあると回答している。

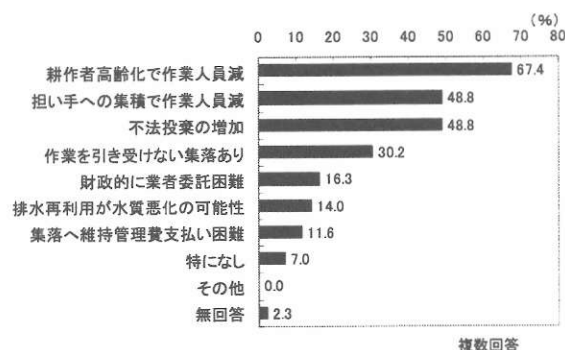


図1 土地改良区における水路維持管理上の問題

(2) 農業者の維持管理作業実態と経営面積拡大に伴う負担増加問題

幹線・支線水路は集落共同で、末端水路は個人で維持管理作業を行う。作業は主に春先の浚渫と夏場の草刈であり、回答者一人当たりの作業時間は年間平均で浚渫14.8時間、草刈61.0時間である。作業受託や借地による経営面積拡大の意向が多い一方で、水路の維持管理作業負担増加や、近年の米価下落を理由に(図2)、面積拡大しない(または出来ない)農業者が約4割にのぼる。

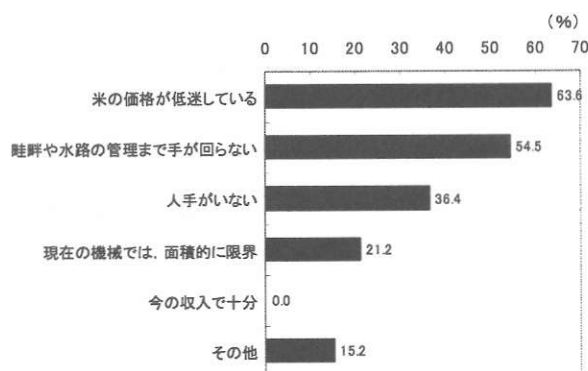


図2 農業者が受託面積を拡大しない理由

(3) 賦課金に対する意向

農業者(正確には土地改良区組合員≒耕作者)は、毎年土地改良区に賦課金を納めている。経常・特別賦課金

の合計金額は米生産費の約1割になり、近年の米価下落により負担感が増大している。

一方、土地改良区において経常賦課金は恒常的経費(運営費及び維持管理費)の財源である。しかし、行政からの補助を加えても恒常的経費のカバー率は約9割にとどまっている。

作業受委託や賃貸借の形で農地集積が進む中で、賦課金は土地所有者、受託者・借り手のどちらが負担すべきかについては、経常、特別とも土地改良区と農業者の意向に違いがみられる(表1)。受委託の場合、農業者は経常、特別とも「両者負担」の考えが土地改良区よりも多い。賃貸借の場合は、経常について土地改良区は「借り手負担」が多数を占めるのに対し、農業者の意見は分かれている。特別については、農業者は「土地所有者」とする割合が土地改良区よりも高い。

賦課金は土地改良法3条資格者すなわち耕作者に負担義務がある。これは「耕作者＝土地所有者」を想定したものであり、受委託や賃貸借によって「耕作者≠土地所有者」が進む現在、賦課金の負担者について改めて明確なルールを作る必要があると考えられる。

(4)環境配慮型水利施設の維持管理に対する意向

生物保全や景観面で工夫された環境配慮型水利施設は、維持管理コストが高いため、設置に伴って農業者の負担が増すことが予想される。このような施設の維持管理に対しては、土地改良区、農業者とも、農業者への労力的・経済的負担の増加は避けるべきとしている(表

2)。これは、現状がすでに維持管理が困難になりつつあるためと考えられる。ただし経済的負担については農業者の方が受け入れる考えがやや多い。またこのような水利施設の管理には、地域の環境を守るという観点から地域住民等の作業参加を両者とも希望している。やはり環境配慮型水利施設は単なる農業施設ではなく、環境学習や学校教育などの活用を通じて地域資源として位置づけ、維持管理への地域住民等の参加を促すことが必要と考えられる。そのためには、地域住民等の意向把握と合意形成が今後の課題となる。

4 まとめ

農業水路維持管理について、土地改良区と農業者(大規模経営体)の意向を比較した。維持管理の財源である賦課金は誰が負担すべきかは、農地集積が進むなかで両者の意向に違いがみられた。環境配慮型水利施設の維持管理は、農業者への労力的・経済的負担増はさけるべきという意見で一致した。このような施設の管理には、地域の環境を守るという観点から地域住民等の作業参加を両者とも希望しており、地域住民等の意向把握と合意形成が今後の課題となる。

引用文献

- 1)長濱健一郎. 2003. 地域資源管理の主体形成. 日本経済評論社. p. 183-198.

表1 賦課金に対する土地改良区と農業者の考え方

		(%)				χ^2
ケース	賦課金	土地所有者が負担すべき	受託者借り手が負担すべき	両者が負担すべき	無回答	
受委託	経常 土地改良区	48.8	34.9	11.6	4.7	6.700*
	農業者	31.6	33.7	30.5	4.2	
	特別 土地改良区	79.1	11.6	4.7	4.7	7.874*
	農業者	77.9	2.1	14.7	5.3	
賃貸借	経常 土地改良区	7.0	72.1	14.0	7.0	15.846**
	農業者	29.6	37.0	27.2	6.2	
	特別 土地改良区	60.5	20.9	9.3	9.3	10.110**
	農業者	79.0	3.7	11.1	6.2	

注: χ^2 値は無回答を除外して計算したもの。*は5%、**は1%水準で有意。

表2 環境配慮型水利施設の維持管理に対する土地改良区と農業者の意向

		(%)				χ^2
農業者への労力負担		ある程度増えても仕方ない	現在より増えなければよい	負担させるべきでない(したくない)	無回答	
					計	
	土地改良区	11.6	62.8	25.6	0.0	1.489
	農業者	15.7	50.0	30.6	3.7	
農業者への経済的負担		ある程度は仕方がない	負担させるべきでない(したくない)	無回答	計	χ^2
	土地改良区	11.6	88.4	0.0	100.0	6.059*
	農業者	29.6	65.7	4.6	100.0	
農業者以外の作業参加		地域住民に参加してもらいたい	地域・都市住民に参加してもらいたい	農業者以外参加すべきでない	無回答	χ^2
					計	
	土地改良区	55.8	39.5	0.0	4.7	3.876
	農業者	52.8	34.3	8.3	4.6	

注: χ^2 値は無回答を除外して計算したもの。*は5%水準で有意。